

○広島国際大学学内奨学金規定

1998年1月27日

学園1152

改正 2018年3月22日

(目的)

第1条 この規定は、広島国際大学(以下「本大学」という)に学内奨学金制度を設け、もって本大学学生の学業成就と成績向上を助成することを目的とする。

(名称)

第2条 この規定で奨学金の給付を受ける者を学内奨学生といい、給付される奨学金を学内奨学金という。

(資格)

第3条 学内奨学金を受けることのできる者は、本大学の2年次以上に在学し、学業・人物ともに優秀で、経済的理由により就学困難と認められる者でなければならない。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する者を除く。

イ 学外諸団体からの貸与または給付を受けている者。ただし、日本学生支援機構奨学金第一種および第一種・第二種の併用を受けている者を除く。

ロ 当該年度編入学した者

ハ 外国人留学生

(奨学金の額および給付方法)

第4条 学内奨学金の年額は、1人当たり適用学則に定める年間授業料に教育充実費を加えた額から保健医療学部、総合リハビリテーション学部および看護学部にあつては60万円、医療福祉学部、医療経営学部および心理学部にあつては43万円、薬学部にあつては76万円、医療栄養学部にあつては1人当たり適用学則に定める年間授業料から43万円をそれぞれ減じた額の2分の1相当額とし、前期および後期の2期に分けて給付する。ただし、学費納入時にこの奨学金を学費の一部に振り替えることができる。

(給付人数)

第5条 奨学金の給付人数は、つぎのとおりとする。

イ 保健医療学部 各年次6名以内とし、合計18名以内

ロ 総合リハビリテーション学部 各年次4名以内とし、合計12名以内

ハ 医療福祉学部 各年次3名以内とし、合計9名以内

ニ 医療経営学部 各年次3名以内とし、合計9名以内

- ホ 心理学部 各年次 3 名以内とし、合計 9 名以内
- ヘ 看護学部 各年次 3 名以内とし、合計 9 名以内
- ト 薬学部 各年次 3 名以内とし、合計 15 名以内
- チ 医療栄養学部 各年次 2 名以内とし、合計 6 名以内

(期間)

第 6 条 学内奨学金を給付する期間は、1 年とする。ただし、翌年継続して奨学金を希望することができる。なお、継続して奨学金を希望する者は、改めて申請しなければならない。

(申請手続)

第 7 条 学内奨学金を希望する者は、所定の学内奨学金申請書に、必要書類等を添えて、学生部学生課(広島キャンパスにあつては医療経営学部事務室)に提出しなければならない。なお、申請時期は、毎年度初めとし、学生部長がその都度定める。

(選考)

第 8 条 学内奨学生の選考は、学長が学生委員会の議を経てこれを行う。

(給付の停止)

第 9 条 学内奨学金を受けている者が、つぎの各号のいずれかに該当するときは、学長が奨学金の給付を停止する。

- イ 休学、退学または除籍となったとき
- ロ 広島国際大学学生海外留学規定に基づき留学したとき
- ハ 学業成績または性行が不良となったとき
- ニ 懲戒処分を受けたとき
- ホ 学内奨学金を給付することが適当でないと学長が判断したとき

(規定の改廃)

第 10 条 この規定の改廃は、学長の意見を聴いて、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、1998 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正規定は、2018 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 2016 年度以前の入学者の奨学金の額および給付人数については、なお従前の例による。
- 4 2016 年度以前の入学者の特別奨学金の取扱いについては、なお従前の例による。